

改正道路交通法(自動運転と遠隔操作型小型車)

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第43号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

令和 5 年 4 月 1 日に自動運転の利用範囲が広がることを主な内容とした改正道路 交通法が施行されることはご存じでしょうか。主な改正点は以下の3つとなっていま す。

① 特定自動運行に係る許可制度の創設

主に事業者が行う、運転者がいない状態での自動運転を使った、高速道路、過疎地等特定の場所・条件下で行うサービスが一定の条件のもと認められるようになりました。

これにより、高速道路におけるトラックの自動運転による隊列走行や過疎地における無人自動運転による周回バスの運行が行われることが期待されており、物流における人手不足の解消や過疎地域における交通インフラの充実化が期待されます。

② 遠隔操作型小型車に係る届出制度の創設

遠隔操作がなされるいわゆる配送ロボット等のような小型車両の届出制度と交通ルールが定められました。

もっとも自動操縦は認められておらず、遠隔での操作が必要とされている ため、どのような事業に利用できるかは今後の制度運用や所管庁及び各事 業者の検討が待たれます。

③ 自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務 今までは、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶらせ

今までは、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとされていましたが、改正後は13歳未満の子供という対象の限定は削除され、全ての自転車運転者のヘルメット着用が努力義務として定められました。

弊事務所ホームページ掲載のコラムでは、上記改正点のうち①②について更に詳細にご説明しております。

以下の URL から是非ご覧ください。

(https://www.clo.jp/column/3755/)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 藤野琢也 (fujino_t@clo.gr.jp)

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようにお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではございません。本稿 記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については 当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い 合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせが ございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....

弁護士法人中央総合法律事務所(https://www.clo.jp/)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階 TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.